

花巻市 パートナーシップ・ファミリーシップ制度 ガイドブック

令和7年10月

花卷市

目 次

I はじめに
1 花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは・・2
2 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 アウティングについて・・・・・・・・・・・
Ⅱ 制度を利用するに当たって
4 制度を利用できる方・・・・・・・・・・・・・・・
5 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・ 7
6 届出(宣誓)に必要なもの・・・・・・・・・・・
7 交付書類 ・・・・・・・・・・・・・・・10
8 その他の手続き・・・・・・・・・・・12
9 宣誓が無効となる場合 ・・・・・・・・・・15
10 自治体間連携について ・・・・・・・・・・15
11 Q&A • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
Ⅲ 利用できるサービス
12 利用できるサービス ・・・・・・・・・・23
IV 参考
13 各種相談窓口 ・・・・・・・・・・・27
14 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に 関する条例・・・・・・・・・・・・・・・28
15 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に 関する条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・3 ⁻

I はじめに

花巻市では、令和6年3月に第3次花巻市男女共同参画基本計画 (計画期間:令和6年度~令和13年度)を策定し、「だれもがお 互いを尊重し、みんなが住みよいまち」を実現するため、性別に限 らず多様性を認め合う視点を持った男女共同参画社会の形成に向け た取組を進めています。

岩手県が令和3年2月に発行した「多様な性のあり方を尊重するための職員ガイドライン」によると、日本においては人口の3~10%がLGBTであるとの調査結果が出ており、当市においても一定数、LGBTの方がいると認識しております。

国では令和5年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を制定、施行しております。この法律は性的少数者の方々への理解を促進することが趣旨となっており、この法律により多様な性への理解が促進されることが期待されますが、同性婚について法律で認める内容とはなっておりません。

こうしたことを踏まえ、花巻市では制度を導入することにより、 社会全体に多様な性に対する理解が進むことを期待するとともに、 市などが提供するサービスについて可能な限り配偶者と同等の取扱 いをすることで、法律に基づく婚姻ができない同性のカップルなど が抱える生きづらさを少しでも解消することができればと考え、本 制度を導入することとしました。

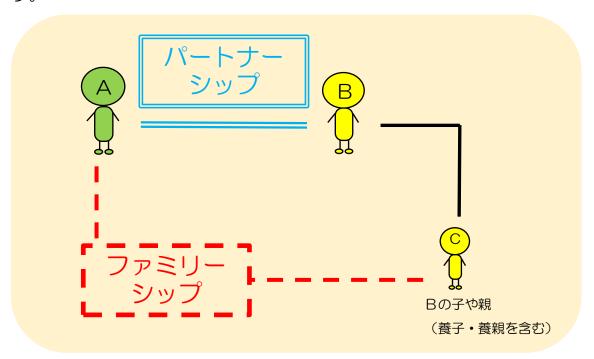
1 花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

花巻市では、「花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例」を令和6年12月16日に制定し、令和7年4月1日から運用を開始しました。

花巻市パートナーシップ制度とは、現行の婚姻制度を利用できない2人が性別やジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面及び精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを証明する制度です。花巻市においては、性的少数者のカップルのほか、異性間のいわゆる事実婚のカップルも利用することができます。

また、ファミリーシップ制度はパートナーシップの宣誓する方に 子・親(養子・養親を含む)がいらっしゃる場合、子や親と家族と して協力し合う関係であることを宣誓し、市がそれを証明する制度 です。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税の控除等)が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう、市が応援するものです。



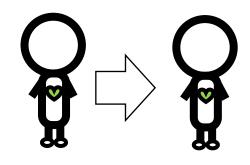
2 用語解説

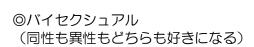
用語	意味
性的指向	恋愛感情または性的感情の対象となる性 別についての指向
ジェンダーアイデンティティ	自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度に係る意識。
性的マイノリティ	ジェンダーアイデンティティが出生時に 割り当てられた性別と異なる方または性 的指向が異性に限らない方。
パートナーシップ	本制度を利用し、互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面及び精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2人の関係
ファミリーシップ	本制度を利用し、パートナーシップにある2人が、子または親と家族として協力 し合う関係
LGBT (Q)	レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー (T)の頭文字を取った言葉で、性的マイノリティの総称として用いられることもある。 LGBT を含む性的少数者を広く表現する「クィア」と性的指向やジェンダーアイデンティティについて迷っている人・あえて決めていない人などをいう「クエスチョニング」の頭文字 Q を付けてLGBTQ と表記されることもある。

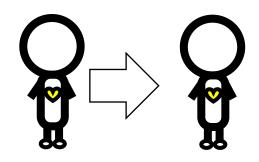
レズビアン	女性が好きな女性
ゲイ	男性が好きな男性
バイセクシュアル	同性も異性も好きな人
トランスジェンダー	心と体の性が異なる人
カミングアウト	公にしていなかったジェンダーアイデン ティティや性的指向、戸籍上の性別等を 本人が他者に伝えること。
アウティング	本人の同意なく、第三者にジェンダーア イデンティティや性的指向などを暴露す ること。

◎レズビアン(<mark>女性</mark>として<mark>女性</mark>が好き)

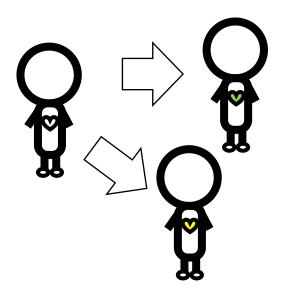
◎ゲイ(<mark>男性</mark>として<mark>男性</mark>が好き)







◎トランスジェンダー(心と体の性が異なる人)





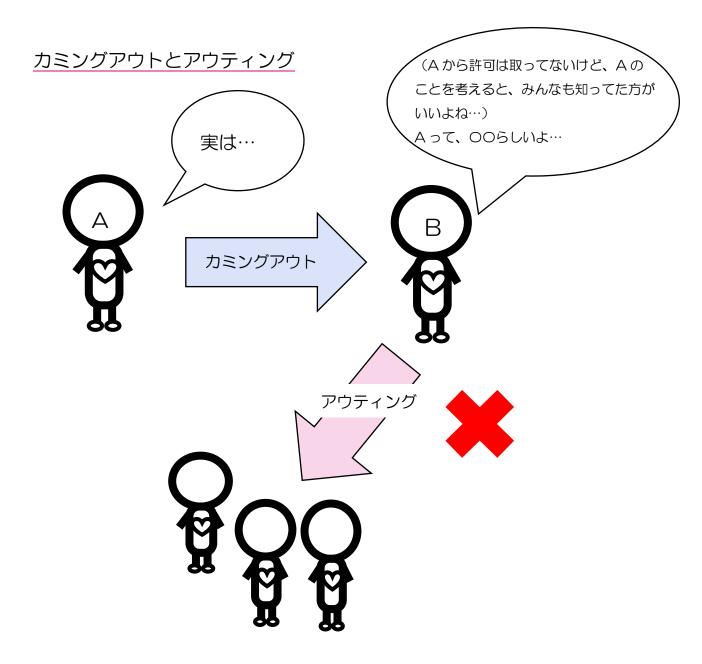


3 アウティングについて

個人のジェンダーアイデンティティや性的指向などについて、本人の同意なく第三者に伝えることを「アウティング」といいます。 アウティングは時に命に関わることのある重大な人権侵害に当たり、全国にはアウティングにより自ら命を絶たれた方もいます。

性的マイノリティの方などからカミングアウトされた場合でも、 他の方に広めることを許されたわけではありません。また、本制度 を利用し、パートナーシップの宣誓をした全ての方が、関係性が広 まることを望んでいるとは限りません。

<u>本人の同意なく第三者にアウティングすることは絶対にしてはい</u> けません。

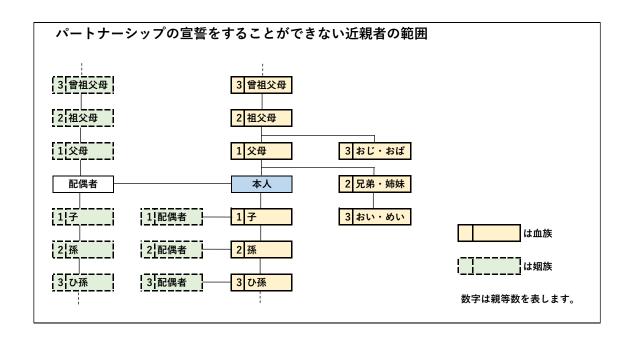


Ⅱ 制度を利用するに当たって

4 制度を利用できる方

パートナーシップの宣誓をされる2人が、以下のすべての要件を 満たす必要があります。

- ●互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済面、生活面、精神面などで相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2人の関係であること。
- ●成人(18歳以上)であること。
- ●少なくとも一方が市内に住所を有していること。 (宣誓した日から3か月以内に市内へ転入予定である場合を含みます。)
- ●配偶者がいないこと。
- ●他の方とパートナーシップの関係にないこと。
- ●民法で定められている近親者でないこと。(下図の関係(続柄)の方は制度を利用できません。ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除きます。)
- 〇ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、対象とする子、親の 同意が得られていること。



5 手続きの流れ

要件の確認、 書類の準備 ・制度を利用できる方の要件(6ページ参照)をご確認の上、

宣誓日の予約、

- 必要書類(8ページ参照)を準備してください。
- ・宣誓の日時等について調整いたしますので、電話又はメー ルで下記担当までご連絡ください。
- ・宣誓希望日の10日前までに、必要書類を下記担当まで郵送 又はご持参ください。
- ※要件の審査等のため、書類の提出期限を宣誓希望日の10日 前までとしております。書類の提出が遅れる場合、希望日に 宣誓できない可能性があります。

宣誓日

必要書類の

提出

・予約した日時に、本人確認書類(原本)を準備し、2人そ ろってお越しください。宣誓書に署名していただきます。 (9ページ参照)

双方又は一方が 花巻市在住の場合

双方とも市外 在住(転入予 定)の場合

受領証等交付

【担当】

花巻市地域振興部地域づくり課市民協働係 025-8601 岩手県花巻市花城町 9番 30号

電話:0198-41-3514

メール: kyodo-danjo@city.hanamaki.iwate.jp 受付時間:土・日・祝日・年末年始を除く 8時30分~17時15分

転入予定受付票交付

※転入予定受付票の有効期限は3か月です。 有効期限を過ぎた場合、再度の宣誓が必要に なりますのでご注意ください。

> 花巻市に転入 後、転入完了 申出書提出

受領証等交付

6 届出(宣誓)に必要なもの

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に必要な書類等は以下のとおりです。

〔必要書類(事前提出時)〕

●パートナーシップの宣誓の場合

必要な書類等	備考						
宣誓届	様式第1号						
住民票の写し又は住民票記載	3か月以内に発行されたもの。						
事項証明書	・本籍、個人番号の記載は不要です。						
	・同一世帯の場合は一通でかまいません。						
(宣誓をされる2人が市外在	・転出証明書又は物件売買契約書の写し、						
住の場合のみ)	賃貸契約書の写し等						
転入予定であることがわかる							
書類	※後日、転入後の住民票の写しの提出が必要						
	です。						
戸籍抄本、戸籍謄本等、現に	・ファミリーシップの宣誓も希望する場合						
婚姻していないことを証明す	は、対象となる子・親を含めた戸籍謄本						
る書類							
	・外国籍の方は、配偶者がいないことを確						
	認できる大使館等公的な機関が発行する						
	書面とその日本語訳文						
(通称を使用する方のみ)	例)勤務先や学校が発行した社員証、学生						
日常的に通称を使用している	証、通帳、診察券、公共料金請求書、						
ことがわかるもの	郵便物等						

●ファミリーシップの宣誓の場合

パートナーシップの宣誓に必要な書類に加えて、下記の書類が必要になります。

必要な書類等	備考						
戸籍抄本、戸籍謄本等	パートナーの戸籍に氏名が記載されてお						
	り、関係性の確認ができる場合には提出す						
	要						
同意書	様式第2号						
※ファミリーシップの対象とする方から、制度の趣旨についてのご理解を得た上で宣誓をお願いいたします。	ファミリーシップの対象となる子・親が 自署した同意書						
	※病気、障がい等により自署が困難な場合は、 代筆でもかまいません。代筆をした場合、代 筆した方の署名及び押印が必要になります。						
	※対象となる子が 15 歳未満の場合は、同意書						
	の添付は不要です。						

〔宣誓日(予約後、実際に来庁する日)〕

必要な書類等	備考
宣誓書	様式第3号(市で準備します。)
	※宣誓者が病気、障がい等により自署が困難な場合は、代筆でもかまいませんが、宣誓日当日はパートナーの2人が同席する必要があります。代筆をした場合、代筆した方の署名及び押印が必要になります。
本人確認書類(原本)	官公署が発行した顔写真付きの身分証明 (下図参照)

宣誓した2人が市外在住の場合、転入後に提出が必要な書類等は以下のとおりです。

必要な書類等	備考
転入完了申出書	様式第7号
転入後の住民票の写し又は住	転入から 14 日以内に提出してください。
民票記載事項証明書	
転入予定受付票(宣誓時に交	転入予定受付票と引き換えに、パートナー
付したもの)	シップ・ファミリーシップ宣誓書受領証と
	受領証カードをお渡しします。
本人確認書類(原本)	官公署が発行した顔写真付きの身分証明
	(下図参照)

<u>※転入予定受付票の有効期限は宣誓日から3か月です。3か月以内に転入が確認できない場合には、宣誓は無効となりますのでご注意ください。</u>

(参考) 本人確認書類の例

- 下の表の A から 1 点、または B から 2 点の提示をお願いします。
- 有効期限があるものは期間内、いずれも原本に限ります。
- 氏名と住所が最新の記載になっているものに限ります。

<u> </u>		上下TID 取材でPiD車AICな J CV TO OOJICPR J & 9。
		(顔写真付きのものに限ります。)
		運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、
	А	精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明
		書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、マイナンバーカード、住民基
		本台帳カード
		健康保険被保険者証、医療受給者証、介護保険被保険者証、介護保
		険負担割合証、限度額適用認定証、各種年金証書、年金手帳・基礎 ・基礎
	В	年金番号通知書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活
		保護受給証明書、母子健康手帳、生徒手帳・学生証、社員証、資格
		確認書

7 交付書類

宣誓書を受領した後、以下の書類を市から交付します。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証【様式第4号】 A4サイズ

市が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証するものです。パートナーシップの宣誓者それぞれに1枚ずつ交付します。

(表面)

様式第4号(第5条	関係)				第	号
花巻	市パートナー 宣	シップ・誓書受領		リーショ	ップ	
氏 名				氏 名		
年	月 日生			年	月	日生
	宣誓日	年	月	日		
	等 —— <u>牛</u> 车 年 月		年	Я	В	
<u>氏名</u> (宣誓日		年月日 日)	年	月	<u>B</u>	
花巻市パートナー 行規則に基づき、パ ます。						
年	月日					

(裏面)

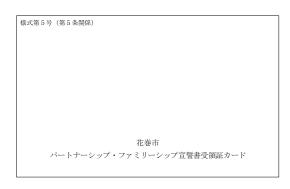
この受視証の提示を受けられた方へ
定参索では、性動物内及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国際の理解の 理像に関する協康(後知日年協康第68号)第3条及び第5条に基づき、多様が性を超め 合う社会を実現するととに、原理制度を判開することが容差ではない中の全部上の困難 反び生命づきって経体の同じ、もつづる数章の人権反び多様化生の方を重要する社会の実 現に資することを目的に、定参索パードケーシップ制度及びフィミリーシップ制度に関す る条例を制定しています。 この元便をは、以二人が互いを人生のパードナー(家舗)として、日常生活に対いて協 力し、支えぬうと直答をかたことを、定参索として経するものです。 この重響は協助な権利・長さの発生するものではありませんが、提示を受けられた方
は、本制度の秘管を十分ご理解くださいますようが振いいたします。 1 パートケーシップ・ブッミリーシップとは 三いを人生のパートケーとし、日常生産に対いて経済症、生活症、接険症害で特互に責任を持ち、延続的に扱うし合うことを対象した対二人の関係、又は対二人とその子を残る実施としてよるに書きしていくことを対象した関係といるよう。
2 プライバシーの保険について 個人の性的指向(恋愛感情なに性的感情の対象となる性質についての指向)やジェンダーアイデンティティ (自己の属する性質についての配象に関するもの間 性心育 毎又は程度に係る意象)について、本人の問意なく第三章に伝えることを「アクティング」といい、時に命に関わることのかる重大な人種優多に含むります。本受視疑悟中等のブライバシー保険について、十分にご配慮いただきますよりお限
いいたします。 連昨を使用している場合 以下は、戸籍に記載されている日本(外個人等にあっては、旅祭文は在留かードに 記載されている日本)を記載します。
連性 連批

(様式集6、7ページ参照)

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード 【様式第5号】 2つ折りカードサイズ(縦55 mm×横91 mm)

市が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証する携帯用カードです。パートナーシップの宣誓者それぞれに1枚ずつ交付します。

(1ページ目)



(2ページ目)

機成第5号(第5 名 質係)	*
花巻市パートナーシップ	・ブァミリーシップ宣答書受機経カード
を参布バートナーシップ制度及びファミリー バートナーシップ・ファミリーシップ言葉書	シップ制度に関する条件及び商条件を行動制に基づる。
本人	バートナー
4	€ 8 8≇
+ <i>n</i> = =	+ , • <u>·</u>
宣響日 年月日	

(3ページ目)

戸籍上の氏名 (通称:	名使用の場合)							
本 人	人パートナー							
家族の氏名等								
氏名	生年月日	年	月	H	(宣誓日	年	月	日)
氏名	生年月日	年	月	Ħ	(宣誓日	年	月	日)
緊急連絡先(記載は 私本人が急病、事故 てください。 連絡先氏名 連絡先		:遭い、!	緊急の 	連絡が	が必要な場	合は、	下記へi	連絡 し

(4ページ目)

この受領証カードの提示を受けられた方へ
この受領難は、お二人が互いを人生のパートナー(家族)として、日常生活において
協力し、支えあうと宣響されたことを、花巻市として証するものです。
この宣響は法的な権利・義務が発生するものではありませんが、提示を受けられた方
は、本条例の煙管を十分ご理解くださいますようお願いいたします。
プライバシーの怪像について
個人の性的指向(恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向)やジェン
ダーアイデンティティ(自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又
は程度に係る意識)について、本人の同意なく第三者に伝えることを「アウティング」
といい、時に命に関わることのある重大な人権侵害に当たります。
本受價証拠示者のプライバシー保護について、十分にご配慮いただきますようお願い
いたします。

(様式集8、9ページ参照)

8 その他の手続

各種手続きは原則としてパートナーシップの宣誓者の2人またはどちらか一方に限ります。(「ファミリーシップからの削除申立て手続」(13ページ参照)はファミリーシップの対象となっている15歳以上の子、親が手続きできます。)

●再交付手続(規則第6条関係)

宣誓書受領証、受領証カードをなくしたり、汚してしまったりした場合などには、再交付を申請することができます。

事由	提出書類	備考
紛失	再交付申請書 (様式第8号) ※本人確認書類の提示が 必要です。	再交付後に紛失した受領証等が見つかった場合は、見つかった受領証を速やかに
毀損、汚損等		返還してください。 ・毀損、汚損した受領 証又は受領証カード を添付してくださ い。引き換えに新し い受領証等を交付し ます。

新しい受領証等は、準備ができ次第、窓口で交付いたします。交付日当日も本人確認書類を持参してください。(1人での来庁で結構です。)

●記載事項の変更等手続(条例第 13 条、規則第 10 条関係) 宣誓書の記載内容に変更があったときは、届出事項変更届が必要です。

変更事項	提出書類	備考
住所	記載事項変更届 (様式第12号)	住民票の写し又は住 民票記載事項証明書
氏名	・受領証、受領証カード (住所変更の場合は不要 です。)	• 戸籍抄本
通称(社会生活上日常 的に使用しているも の)の使用、変更	・変更の事実が確認でき る書類	通称を使用している ことが確認できる書 類
ファミリーシップ対象 者の死亡	※本人確認書類の提示が必 要です。	・戸籍抄本や除籍謄本 など死亡が確認できる 書類

●パートナーシップ・ファミリーシップの解消手続 (条例第9条、規則第7条関係)

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をした方がパートナーシップ等を解消したい場合は、宣誓解消届が必要です。宣誓をした方のうち、1人の方の意思による解消も可能です。

事由	提出書類	備考
パートナーシップの 解消	• 宣誓解消届 (様式第9号)	ファミリーシップの解 消の場合は、該当者の
ファミリーシップの 解消	・返還届(様式第 11 号)・受領証、受領証カード	氏名を削除した上で、 宣誓者にお返ししま す。

●ファミリーシップからの削除申立て手続 (条例第 10 条、規則第8条関係)

ファミリーシップに含まれている 15 歳以上の子、親が、ファミリーシップから自分の氏名を削除したい場合は、申立書の提出が必要です。(15 歳未満の子については、満 15 歳に達した時点で申立て可能です。)

事由	必要書類	備考
⇒田 ファミリーシップから の削除申立て	・申立書 (様式第10号)・宣誓者の2人に交付している受領証、受領証カード	該当の方の氏名を削除するため、宣誓者の2人に交付している受領証等が必要になります。 申立ての際に受領証等をお持ちになれない場合は、ご相談ください。

●受領証、受領証カードの返還手続 (条例第 11 条、規則第 9 条関係)

以下の事由に該当する場合は、返還届が必要です。

市内	小亚争将	/#.#Z
事由	必要書類	備考
パートナーシップを解	• 返還届	受領証等が返還されな
消したとき	(様式第11号)	い場合、返還されるま
		での期間において、市
ウ哲学の 古が死亡!		
宣誓者の一方が死亡し	77 ATET 77 ATET + 1%	ホームページで該当の
たとき	・受領証、受領証カード	交付番号を公表いたし
		ます。
宣誓者の双方が市外に		
転出したとき(転勤、		受領証を紛失していて
親族の介護等やむをえ		返還ができない場合は
ない事情により、一時		紛失届(様式第13
的に市外に移動される		号)を提出してくださ
場合は除きます。)		l l l l o
場口は呼びより。プ		• 10
宣誓者が婚姻の届出を		
提出したとき		
東海等に FIO 平台記答		
虚偽等により受領証等		
の交付を受けたとき		
受領証等を不正に使用		
したとき		
VICCO		

※宣誓者双方が市外に転出する場合で、転出先の自治体が花巻市と自治体間連携を結んでいる場合には受領証の返還を省略し、転出先の自治体で継続申請をすることができます。詳しくは自治体間連携について(15ページ)をご覧ください。

●受領証の交付証明(条例第 15 条、規則第 1 2 条関係)

民間のサービスを受ける場合などで、受領証の交付を受けていることの証明が必要な場合は、受領証交付済証明願(様式第14号)を提出することにより、受領証交付済証明書(様式第15号)の交付を受けることができます。

※この証明書は宣誓日時点でパートナー関係にあったことを証明するもので、証明願の提出時点で関係性が継続していることを証明するものではありません。

9 宣誓が無効となる場合

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を無効としますので、受領証等の返還が必要となります。

- ・虚偽の宣誓など、不正な方法により受領証の交付を受けたとき。
- 受領証等を不正に使用したとき。
- ・3か月以内に転入予定であった場合で、3か月以内に市内に転入していないとき。
- ※無効とした受領証等の交付番号は、受領証等が返還されるまでの期間、市ホームページ等で公表します。

10 自治体間連携について

花巻市では、パートナーシップの宣誓を行った方が市外に転出する場合、また、他自治体で宣誓を行った方が花巻市に転入する場合の手続きの負担を軽減するため、令和7年4月1日から岩手県内の自治体と連携する予定としております。

●自治体間連携により省略できる手続

自治体間連携を結んでいる自治体間で住所を異動する場合、<u>転入先の自治体</u>で継続申請をすることで、次の手続きを省略することができます。

【花巻市から転出する場合】

• 花巻市への受領証等の返還

【花巻市に転入する場合】

- 再度の宣誓手続
- ・戸籍抄本等、現に婚姻していないことを証明する書類の提出
- →ただし、宣誓継続申告書(様式第 16 号)の提出が必要になります。

制度運用開始時(令和7年4月1日)の連携予定自治体

盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、矢巾町、 平泉町、紫波町、八幡平市、遠野市、二戸市、奥州市

- ※連携自治体は変更となっている可能性があります。最新の連携状況については、地域づくり課までご確認ください。
- ※市町村によっては、同性間のみのパートナーシップ制度である場合やファミリーシップ制度を導入していない場合があります。あらかじめ転入先の市町村の要件をご確認ください。

市ホームページ

11 Q&A

Q1 花巻市パートナーシップ・ ファミリーシップ制度とはどのようなもので すか。

パートナーシップ制度は、現行の婚姻制度を利用できない(又は利用しない)2人が、性別などに関わらず、互いを人生のパートナーとして、一緒に生活している、またはそのことを約束した関係であることを宣誓し、自治体が証明する制度です。また、花巻市では、ファミリーシップ制度として、パートナーのお子さんや親御さんとの、家族としての関係性についても、併せて宣誓することができます。

- ※ファミリーシップの宣誓をする場合には、対象となる 15 歳以上の子、親の同意書が必要です。(15 歳未満の子については同意書の添付は不要です。)
- ※宣誓書を受領した場合、市は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領 証」等を交付します。

Q2 パートナーシップ制度は婚姻制度とどう違うのですか。

婚姻は法律に基づくもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ制度は、市の条例に基づき2人の関係性を証明するもので、婚姻のような法的な権利・義務は発生しません。また、戸籍の記載が変わるものでもありません。

Q3 なぜ制度を導入するのですか。

花巻市では、第3次花巻市男女共同参画基本計画において、「だれもがお互いを尊重し、みんなが住みよいまち」の実現を目指しています。令和5年6月には、国において「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」成立し、施行されています。この法律は性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とするものでありますが、同性婚を認める条文は含まれておらず、現状では検討も行われていないことから、同性婚を可能とする立法措置が見通せない状況にあります。そのような状況の中で、花巻市では制度を導入することにより、社会全体に多様な性に対する理解が進むことを期待するとともに、市などが提供するサービスについて可能な限り配偶者と同様の取扱いをすることで、現行の婚姻制度を利用できない方々が感じる生きづらさを少しでも解消できればと考え、本制度を導入することとしました。

Q4 対象は同性パートナーだけですか。

宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができます。例えば、一方又は双方が性的マイノリティであるカップルや、異性間のいわゆる事実婚のカップルも対象となります。

Q5 交付された宣誓書受領証は、公的な本人確認書類として使用できます か。

使用できません。この制度は、2人が互いにパートナーシップ関係であることや、お子さん、親御さんと家族関係にあることを宣誓し、市が宣誓書を受領した事実を証するものです。

Q6 宣誓することによるメリットはなんですか。

自分たちの関係を市が認め、宣誓受領証の交付が受けられること、それによってこれまでに受けられなかった行政や民間のサービスを受けられる可能性が広がることなどがメリットとして挙げられます。 宣誓をすることにより受けられる行政サービス等につきましては 23 ページをご覧ください。

Q7 子や親も対象とするファミリーシップ制度も導入するのはなぜですか。

婚姻のできない2人が、その関係性を説明し難いことによる困難は、2人の間に限ったことではなく、例えば一方の親が病気になったときの介護や病院での諸手続き、子の保育園送迎や通院介助等を、パートナーが行うことも考えられます。このような場面で、関係性の説明をスムーズに行うことができるよう、希望に応じ、子・親の氏名を受領証等に記載できるようにしたものです。

Q8 外国籍の人も利用できますか。

外国籍の方も利用できます。大使館等が発行する配偶者がいないことが確認できる書類に、日本語訳を添付してご提出ください。なお、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q9 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓することができます。

Q10 パートナーと養子縁組をしていても宣誓できますか。

養子縁組をしている場合でも、宣誓は可能です。同性カップル等の方々の中には、婚姻制度を利用できないことから、家族になるために養子縁組を結んでいる例がありますが、制度を導入している先例自治体の中には、そうしたカップルの方々を対象外とされている場合がありますが、花巻市では宣誓が可能です。

Q11 なりすましなど悪用される心配はありませんか。

住民票や戸籍抄本等の提出を求めるほか、受領証等交付時には、宣誓する2人にお越しいただき、本人確認を行うことで、なりすまし等を防止します。万が一、虚偽の申請等の事実が判明した場合には、宣誓を無効とするほか、受領証等が返還されるまでの期間、無効となった交付番号をホームページ等で公開します。

Q12 宣誓することによって受けられるようになるサービスなどはどのような ものですか。

市で提供するパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をした方々が受けられるようになる行政サービスとしては、市営住宅への入居や母子健康手帳の交付などがあります。このほかにも家族として利用できる各種サービスについて、順次制度の見直しの検討を進めてまいります。

また、民間事業者の提供するサービスにおいては、岩手県のホームページで公開されておりますが、それぞれの事業者の判断に委ねられますので、各事業所にお問い合わせください。

今後、様々なサービスが広がるよう、市としても県などと協力して呼びかけ行ってまいります。また、利用できるサービスについては、巻末に掲載しておりますが、市ホームページ等で随時情報更新してまいります。

Q13 受領証・受領証カードに有効期限はありますか。

有効期限はありません。

Q14 同居していないとパートナーシップ制度を利用できませんか。

パートナーの少なくとも一方が市内に在住又は転入予定であれば、必ずしも 同居している必要はありません。

Q15 ファミリーシップの要件はなんですか。

15歳以上の子、親については、本人から同意を得ていることが要件となります。住所や生計の同一は問いません。なお、きょうだいは対象となりません。

Q16 子や親の承諾はどのようにとるのですか。

ファミリーシップの宣誓をしようとする子・親については、家族で十分相談された上で、15歳以上の方については自署した同意書を提出いただくこととしています。また、ファミリーシップを解消したい場合には、本人からの申し立てにより氏名の削除が可能ですが、15歳未満の方の場合は、15歳に達するまでは解消の申立てはできません。

Q17 プライバシーは守られますか。

宣誓に際しては、プライバシー保護のため個室をご用意することが可能ですのでご相談ください。ただし、部屋の空き状況等により、ご希望の日時に対応できない場合があります。また、宣誓があったことやその内容については、受付担当部署のみで管理し、宣誓者の許可なく他部署に情報提供することはありません。

Q18 宣誓書等の記入は代筆でも認められますか。

文字を書くことが困難な場合は、代筆でも可能ですが、宣誓日当日は宣誓者 ご本人の意思確認のため、同席が必要になります。また、代筆される場合に は、代筆した方の署名・押印が必要になります。

Q19 通称は使用できますか。

性別違和等の理由がある場合は、通称を使用することができます。その場合には受領証や受領証カードに、戸籍上の氏名と併せて通称名も記載します。通称の使用を希望する場合は、日常生活において通称を使用していることが確認できる書類の写しを提出いただきます。

Q20 パートナーシップ・ファミリーシップを解消する場合はどうすればよい ですか。

解消届並びに返還届と併せて受領証や受領証カードをご返還ください。解消はお一人の意思でも行うことができますが、受領証等が全て返還されない場合には、返還されるまでの期間、市ホームページ等で交付番号を公表いたしま

す。なお、ファミリーシップの解消の場合には、対象となる子・親の氏名を見 え消しで削除した後、受領証と受領証カードをお返しいたします。

Q21 市外に転出する場合はどうすればよいですか。

2人とも市外へ転出する場合は、返還届をご提出の上、受領証や受領証カードをご返還ください。ただし、転勤、親族の介護等やむをえない事情により、 一時的に市外に移動される場合、返還届の提出は不要です。

また、花巻市と連携を行っている自治体に転出される場合は、転入先の自治体で継続手続きを行うことで、花巻市への受領証の返還は不要となります。 (14ページ参照)

Q22 花巻市から転出し、他自治体に転入した場合、受領証等を引き続き使う ことはできますか。

この制度は自治体ごとに定めたものですので、花巻市が発行した受領証を転入先の自治体で引き続き使うことはできません。転入先の自治体がパートナーシップ制度等を実施している場合は、改めて手続きが必要です。なお、花巻市と連携を行っている自治体に転入される場合は、転入先で継続手続きを行ってください。

Q23 事前に予約や書類提出が必要なのはなぜですか。

事前に要件や必要書類の確認を行うことにより、宣誓当日、スムーズに受領証等をお渡しするため、宣誓日(受領証等交付予定日)の事前予約と10日前までの書類提出をお願いするものです。

Q24 郵送での手続きはできますか。

事前の宣誓書類のご提出は窓口に直接お越しいただくか、郵送でも可能です。ただし、宣誓日当日は、職員が宣誓の意思確認と本人確認をする必要がありますので、宣誓者2人でご来庁ください。病気等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。

Q25 代理人による手続きはできますか。

原則として代理人による手続きはできませんが、病気等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。

Q26 ファミリーシップの対象にする子どもや親も、手続きに連れて行く必要 がありますか。

同席されることをファミリーシップ宣誓の条件とするものではありません。同席を希望される場合は、ぜひ、ご一緒においでください。ファミリーシップの宣誓に当たっては、ご家族とよく相談の上、15歳以上の方からは、同意書をいただいてください。

Q27 宣誓に費用はかかりますか。

宣誓自体に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な添付書類(住民票や戸籍抄本等)の交付手数料などは、自己負担となります。

Q29 土日など、休みの日に予約することはできますか。

宣誓の受付や受領証等の交付は、土日祝日や年末年始を除く午前8時30分~午後5時15分までとなります。どうしても難しい場合にはご相談ください。

Q30 宣誓書類はどこで手に入れることができますか。

花巻市役所地域振興部地域づくり課(市役所本庁舎本館2階)に準備しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

Q31 受領証や受領証カードを紛失したらどうすればよいですか。

受領証や受領証カードを紛失したり、破損や汚損したりした場合は再発行ができます。様式第8号「再交付申請書」を提出してください。

その他、ご不明な点やお困りのことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。



宣誓やその他手続きに必要な書類は、下記窓口に準備しているほか、 花巻 市ホームページよりダウンロードできます。

【担当】

花巻市地域振興部地域づくり課市民協働係 025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号

電話:0198-41-3514

 $\textbf{\textit{X-IL}}: kyodo-danjo@city.hanamaki.iwate.jp$

受付時間:土・日・祝日・年末年始を除く

8時30分~17時15分



市ホームペーシ

Ⅲ 利用できるサービス

12 利用できるサービス

【利用可能な主な市の行政サービス】

【利用り形な土み」「の1」以り「し入」			
制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・ 問い合わせ先	
子育て世帯住宅取得 奨励金	18歳未満の子と同居する世帯が 2親等以内の親族の世帯と同居ま たは近居、もしくは市が指定する エリアに居住する場合等に奨励金 を交付する制度 パートナーシップを結んだカップ ルも対象として申請が可能。	定住推進課 定住推進係 (41-3516)	
定住促進住宅取得等 補助金	県外からの移住者(子育て世帯) などが住宅取得した場合の補助金 制度 パートナーシップを結んだカップ ルも対象として申請が可能。	定住推進課 定住推進係 (41-3516)	
若者世代等空き家取 得奨励金等	空き家バンクから空き家を取得し居住した39歳以下又は県外からの移住者を対象に奨励金及び補助金を交付する制度パートナーシップを結んだカップルも対象として申請が可能。	定住推進課 定住推進係 (41-3516)	
フラット 35	住宅取得に際し市が財政的支援を する場合に、住宅ローン借入金利 が一定期間引き下げられる制度 パートナーと連帯責務で借入申込 が可能。	定住推進課 定住推進係 (41-3516)	
結婚新生活支援補助 金	結婚等に伴う新生活のスタートアップにかかる費用(家賃、引越費用など)の支援を行う制度パートナーシップを結んだカップルも対象として申請が可能。	定住推進課 定住推進係 (41-3516)	

住民票の続柄を変更	世帯を同一にする場合、続柄を「縁故者」とすることができる。	市民登録課 市民登録第1係 (41-3547)
市営住宅への入居	市営住宅は、同居又は同居しようとする親族があることが入居要件の一つとなっている。 パートナーシップを結んだカップルも親族とみなして入居の申し込みが可能。	建築住宅課 住宅政策係 (41-3566)
特定公共賃貸住宅へ の入居	特定公共賃貸住宅は、同居又は同居しようとする親族があることが 入居要件の一つとなっている。 パートナーシップを結んだカップ ルも親族とみなして入居の申し込みが可能。	建築住宅課 住宅政策係 (41-3566)
定住促進住宅への入居	定住促進住宅は、同居又は同居しようとする親族があることが入居要件の一つとなっている。 パートナーシップを結んだカップルも親族とみなして入居の申し込みが可能。	建築住宅課 住宅政策係 (41-3566)
介護保険・要介護認 定・要支援認定申請 の代行	パートナーが代理申請可能。	長寿福祉課 介護保険係 (41-3579)
湯のまちホット交流 事業の利用申請	65歳以上の市民に対し、温泉の 事業利用券を交付する制度 パートナーが代理申請可能。	長寿福祉課 高齢福祉係 (41-3576)
寝具洗濯乾燥消毒サ ービス事業の利用申 請	概ね65歳以上の寝たきり高齢者 (要介護4または5の方)を対象 に寝具のクリーニングを行う制度 パートナーが同居の養護者として 代理申請可能。	長寿福祉課 高齢福祉係 (41-3576)
訪問理容・美容サービス事業の利用申請	概ね65歳以上で、身体の障がいのため理髪店や美容院へ行くことが困難な方を対象に、理美容師が自宅へ出張する費用を市が負担する制度 パートナーが同居の養護者として代理申請可能。	長寿福祉課 高齢福祉係 (41-3576)

介護予防・生活支援 サービス事業の利用 申請	要支援1または2の認定を受けた 方等を対象として、訪問型・通所 型サービス等が提供される制度 パートナーが代理申請可能。	長寿福祉課 包括支援係 (41-3576)
花巻市 SOS ネット ワークへの登録	認知症などにより高齢者等が行方 不明になった場合に、地域の支援 を得て早期の発見・保護につなげ るシステム。 パートナーシップ・ファミリーシ ップを結んだ家族が同意者として 登録届出可能。	長寿福祉課 包括支援係 (41-3576)
高齢者 GPS 機器の 導入費用の補助	認知症等が原因で行方不明になるおそれがある方を早期に発見・保護することにより、本人の安全確保やご家族等の負担軽減を図るため、GPS機器の導入費用を補助。パートナーシップ・ファミリーシップを結んだ家族が申請可能。	長寿福祉課 包括支援係 (41-3576)
保育施設入所申込、 教育·保育給付認定 申請	保育所等の入所申込、子どものための教育・保育給付認定の申請等を、パートナーが保護者として代理申請可能。	こども課 保育管理係 (41-3150)
母子健康手帳交付	妊婦本人の代理交付対象として認 定	こども家庭セン ター 母子保健係 (41-3609)

※上記は令和7年8月1日時点で市が提供できるサービスを掲載したものです。 最新の一覧については、市ホームページでご確認いただくか、地域づくり課 (電話 0198-41-3514)にお問い合わせください。

※制度を利用する場合、確認のために受領証等の提示をお願いすることがあります。 ※詳しい要件等については、それぞれの担当部署にご相談ください。



市ホームページ

【利用可能な岩手県のサービス】

県営住宅の入居や、県立病院にパートナーが入院した場合の面会手続きのほか、病状説明等において、2人の関係性を確認する手段としてパートナーシップ宣誓書受領証が活用できます。 詳しくは下記の連絡先までお問い合わせください。

【主な利用可能サービス】

■県立病院等における面会手続、病状説明等 (担当:医事企画課 019-629-6342)

■県営住宅への入居

(担当:建築住宅課 019-629-5931)

■子育て応援パスポートの交付

(担当:子ども子育て支援室 019-629-5494)

※岩手県の利用可能なサービス一覧については、岩手県のホームページをご確認ください。

【岩手県の男女共同参画担当部署】 環境生活部若者女性協働推進率 019-629-5336

【利用可能な民間サービス】

民間サービスについては、それぞれの事業者の判断となりますが、岩手県のホームページでは、岩手県が確認した県内の民間企業が提供できるサービスの一部を一覧にして掲載しております。

【岩手県内の企業が提供できるサービスの例】

- 携帯電話会社の家族割引の適用
- 保険について配偶者と同様の補償を提供
- 生命保険の死亡保険金受取人の指定
- ※市からも、柔軟な対応について協力を依頼してまいります。 また、利用可能なサービス等について、随時市ホームページで 情報提供いたします。



岩手県ホームページ



詳しくは、それぞれの企業等に

お問合せください。

Ⅳ 参考

13 各種相談窓口

●男女共同参画に関する全般的な相談窓□

相談窓口	連絡先等	受付時間等
岩手県男女共同参画セ	• 一般相談	水•木曜日 10時~17時
ンター	(面接•電話)	金曜日 13時~19時
	019-606-1762	土•日曜日 12時~15時
		※月・火曜日、祝日は休み
	• 男性相談	毎月第2・第4土曜日
	(面接•電話)	12 時~15 時
	019-606-6891	(お一人様 45 分)
	• 法律相談(面接)	毎月第3木曜日
	019-606-1762	12時30分~16時30分
		(お一人様 40 分)
	• LGBT 相談	火•金曜日 16時~19時
	(面接•電話)	※祝日は休み
	019-601-6891	

岩手県男女共同参画センターでは、「性別や性的指向に悩んでいる」「配偶者・恋人から暴力を受けている」といった多様な性や男女共同参画に関する内容のほかに、職場の人間関係や生活で困っていることなどの相談も受け付けております。

相談内容によって受付時間や曜日が異なります。また、面接での相談は要予約となります。詳しくは岩手県男女共同参画センターのホームページよりご確認ください。

●DV に関する相談窓口

相談窓口	連絡先等	受付時間等
花巻市こども家庭セン	41-3575	平日9時~16時
ター 児童家庭係		
DV 相談十	0120-279-889	24 時間対応
	メール、チャット相	※チャット相談
	談も可	平日 12 時~22 時
		※男性相談(毎週日曜 15 時~
		21 時は、専用回線で受付)
岩手県福祉総合相談	019-629-9610	平日9時~16時
センター		(要予約)
岩手県男女共同参画	上記のとおり	上記のとおり
センター		
もりおか女性センター	019-604-3304	月・火・金曜日 10時~17時
	メール相談も可	水•木曜日 10時~20時
		※毎月第2火曜日、年末年始、祝
		祭日は休み

DV 相談十



もりおか女性センター



14 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度

に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号。以下「法」という。)第3条及び第5条に基づき、多様な性を認め合う社会の実現に資するとともに、パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度の実施により法律上の婚姻制度を利用することが容易でない者の生活上の困難や生きづらさの軽減を図り、誰もが個人として尊重される地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 性的指向 法第2条第1項に規定する「性的指向」をいう。
 - (2) ジェンダーアイデンティティ 法第2条第2項に規定する「ジェンダーアイデンティティ」をいう。
 - (3) 性的マイノリティ ジェンダーアイデンティティが出生時に割り当てられた性別と異なる者又は性的指向が異性に限らない者をいう。
 - (4) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面及 び精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2人の関係(婚姻の 届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)をいう。
 - (5) ファミリーシップ パートナーシップにある2人が、子(養子を含む。) 又は親(養親を含む。) と家族として協力し合う関係をいう。
 - (6) 宣誓 パートナーシップにある2人が、互いにパートナーシップ又はファミリーシップ であることを、市長に対して誓うことをいう。

(相談窓口の設置)

- 第3条 市長は、性的マイノリティ、パートナーシップ又はファミリーシップであることを理由とする不当な差別によって権利が侵害された場合の相談を受けるため、窓口を置くものとする。
- 2 市長は、前項の相談を受けたときは、関係機関と連携してこれに適切に対応するよう努めるものとする。

(施策の実施)

第4条 市は、花巻市男女共同参画推進条例(平成18年花巻市条例第13号)第8条に規定する基本計画に基づき、多様な性の理解の推進に係る施策を実施するものとし、市長は、当該施策の実施について、同条例第13条に規定する花巻市男女共同参画審議会に意見を求めることができる。

(市民及び事業者への情報発信)

第5条 市長は、パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓の趣旨が十分理解され、社会 活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への情報発信に努めるもの とする。

(宣誓の方法等)

- 第6条 パートナーシップの宣誓は、宣誓をしようとする者の連名により、これを行う。
- 2 ファミリーシップの宣誓は、前項の規定によるパートナーシップの宣誓と同時又はパートナーシップの宣誓が有効である期間において、宣誓をしようとする者の連名により、これを行う。
- 3 市長は、第1項又は前項の規定による宣誓があった場合は、宣誓をしたそれぞれの者に対して、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(以下「受領証」という。)を交付するものとする。

(宣誓の要件)

第7条 前条第1項の規定によるパートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号 に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法 (明治29年法律第89号) 第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方若しくは双方が市の区域内に住所を有し、又は宣誓をした日(第12条において「宣誓日」という。)から3か月を経過する日までに市の区域内へ転入を予定していること。
- (3) 配偶者(法律上の婚姻関係にある者をいう。)がいないこと。
- (4) 共に宣誓をしようとする者以外に、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
- (5) 共に宣誓をしようとする者以外に、パートナーシップ(前2号に該当する者を除く。) にある者がいないこと。
- (6) 共に宣誓をしようとする者が、近親者(直系血族並びに3親等内の傍系血族及び直系姻族をいう。)でないこと(養子縁組による場合を除く。)。
- (7) 過去に第12条第1項第1号又は第2号の規定により宣誓書(前条の規定により宣誓を しようとする者の連名により提出する書面をいう。以下同じ。)が無効となったことがな いこと。
- 2 前条第2項の規定によるファミリーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 前条第1項の規定によるパートナーシップの宣誓をしていること(パートナーシップの宣誓を同時にファミリーシップの宣誓をする場合を含む。)。
 - (2) ファミリーシップの対象とする15歳以上である子及び親について、その者の同意を得ていること。

(通称の使用)

第8条 宣誓をしようとする者が、通称(戸籍上の氏名以外の呼称であって、社会生活上日常 的に使用しているものをいう。以下この条において同じ。)の使用を希望し、市長が必要と 認めるときは、宣誓書において、戸籍上の氏名と併せて通称を使用することができる。

(パートナーシップ及びファミリーシップの解消)

- 第9条 第6条第1項の規定により宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)は、一方又は双 方がパートナーシップを解消する旨の意思表示をしたときは、市長にパートナーシップの解 消を届け出なければならない。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、ファミリーシップの解消について、市長に届け出なければならない。
 - (1) 一方又は双方がパートナーシップを解消する旨の意思表示をしたとき。
 - (2) 一方又は双方がファミリーシップの対象者とファミリーシップを解消する旨の意思表示をしたとき。
- 3 前2項の規定による届け出をした者は、速やかに受領証を市長に返還しなければならない。

(子又は親の氏名の削除)

第10条 ファミリーシップの対象者(15歳以上の子又は親に限る。)は、宣誓書の記載事 項から当該子又は親の氏名を削除する申立てをすることができる。

(受領証の返還)

- 第11条 受領証の交付を受けた宣誓者が、次の各号のいずれかに該当するときは、受領証の 返還について市長に届け出なければならない。
 - (1) 宣誓者の双方が市の区域内に住所を有しなくなったとき(転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に市の区域外へ住所を異動する場合を除く。)。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 宣誓者の一方又は双方が婚姻の届出を提出したとき。
- 2 前項の規定による届出をした者は、速やかに受領証を市長に返還しなければならない。
- 3 第1項第2号に該当する場合において、宣誓者が引き続き受領証の保持を希望するときは、市長は、前項により返還された受領証に死亡した翌日以降使用できない旨を明示した上で、当該受領証を交付することができる。

(宣誓書の無効等)

- 第12条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該宣誓者が提出した宣誓書を無効とする。
 - (1) 虚偽その他不正な方法により受領証の交付を受けたとき。
 - (2) 受領証を不正に使用したとき。
 - (3) 宣誓日に宣誓者の双方が市の区域内に住所を有していない場合において、宣誓日から起算して3か月を経過する日までに、宣誓者のいずれも市の区域内に転入していないとき。
- 2 市長は、前項第1号又は第2号に該当する者に受領証の返還を求めるものとする。

3 前項の規定により受領証の返還を求められた宣誓者は、既に交付されている受領証を速やかに市長に返還しなければならない。

(宣誓書の記載事項変更)

- 第13条 宣誓者は、宣誓書の記載事項のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、変更 の届出をしなければならない。
 - (1) 戸籍上の氏名を変更したとき。
 - (2) 住所を変更したとき。
 - (3) 新たに通称名の使用を希望するとき。
 - (4) 使用している通称名を変更するとき。
 - (5) ファミリーシップの対象者が死亡したとき。

(番号の公表)

第14条 市長は、第9条、第11条及び第12条の規定により返還されるべき受領証が返還されるまでの期間において、当該受領証の交付番号をインターネットの利用その他の方法により公表する。

(受領証の交付証明)

第15条 市長は、受領証の交付を受けた者から、当該受領証の交付を受けていることの証明 を求められたときは、受領証交付済証明書を交付するものとする。

(自治体との相互連携)

- 第16条 相互連携を図る自治体(市長が認めるものに限る。第3項において「連携自治体」という。)から受領証に準じる書面の交付を受けて市の区域内に転入した者(次項及び第3項において「宣誓転入者」という。)であって、本市においてもパートナーシップ又はファミリーシップの継続を希望する者は、受領証の交付を求めることができる。この場合において、第6条第1項及び第2項に規定する宣誓を省略することができる。
- 2 市長は、前項の規定による受領証の交付の求めがあった場合は、受領証を宣誓転入者に交付するものとする。
- 3 市長は、宣誓者又は宣誓転入者が市の区域外に住所を異動し、連携自治体へパートナーシップ又はファミリーシップの継続申告に係る書類を提出した場合は、第11条に規定する受領証の返還がされたものとみなす。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(花巻市男女共同参画推進条例の一部改正)

- 2 花巻市男女共同参画推進条例の一部を次のように改正する。
 - 第13条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
 - (2) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例(令和6年花巻市条例第34号)第4条の規定による意見の求めに応じ、多様な性の理解の推進に係る施策の実施に関すること。

15 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度

に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例 (令和6年花巻市条例第34号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(宣誓の方法)

- 第3条 条例第6条第1項の規定によりパートナーシップの宣誓をしようとする者は、花巻市 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届(様式第1号。次項及び次条において「届書」 という。)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
 - (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (2) 戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書その他の現に婚姻していないことを証明する
 - (3) 宣誓をしようとする者双方が市の区域内に住所を有していない場合にあっては、少なくともいずれか一方の市の区域内への転入の予定を確認することができる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 条例第6条第2項の規定によりファミリーシップの宣誓をしようとする者は、届書に次に 掲げる書類を添えて提出しなければならない。
 - (1) ファミリーシップの対象としようとする子又は親の戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項 証明書その他の親子関係にあることを証明する書類
 - (2) ファミリーシップの対象としようとする子(宣誓をしようとする日において15歳以上の者に限る。) 又は親の同意書(様式第2号)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、第1項各号及び前項各号に掲げる書類を審査し、条例第7条各号に掲げる要件を 満たしていると認めたときは、宣誓をしようとする者に対し宣誓をさせるものとする。
- 4 宣誓をしようとする者は、市の職員の面前で花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書(様式第3号。以下この項及び第10条見出しにおいて「宣誓書」という。)に署名 しなければならない。この場合において、宣誓をしようとする者が宣誓書に自署できない事 情があると市長が認めたときは、当該宣誓をしようとする者の立会いのもと、当該宣誓をし ようとする者に代わって当該宣誓をしようとする者が認めた者が署名することができる。
- 5 宣誓をしようとする者は、宣誓をしようとする日に、本人であることを明らかにするために次に掲げるいずれかの書類(第6条及び第14条において「本人確認書類」という。)を提示しなければならない。
 - (1) 運転免許証
 - (2) 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第14 条において同じ。)
 - (3) 旅券
 - (4) 在留カード
 - (5) その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書(本人の写真が貼付されたものであって、宣誓をした時点において有効であるものに限る。)又はこれらに準じるものとして市長が適当と認めたもの

(通称の使用)

第4条 条例第8条の規定により、パートナーシップの宣誓において通称の使用を希望する者は、戸籍上の氏名(外国人にあっては、旅券又は在留カードに記載された氏名)及び使用する通称を届書に記載するとともに、日常生活において当該通称を使用していることが確認できる書類の写しを添付しなければならない。

(受領証等の交付等)

第5条 市長は、条例第6条第1項又は第2項に基づく宣誓をした者に対し、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(様式第4号)及び花巻市パートナーシップ・フ

ァミリーシップ宣誓書受領証カード(様式第5号)(以下これらを総称して「受領証等」と いう。)を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、宣誓日において、宣誓者の双方が市の区域内に住所を有してい ないときは、市長は、受領証等に代わり、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 者転入予定受付票(様式第6号。次項及び第4項において「転入予定受付票」という。)を 交付するものとする。
- 3 転入予定受付票の有効期限は、宣誓日から起算して3か月を経過する日までとする。
- 4 転入予定受付票の交付を受けた者が転入したときは、転入をした日から14日以内に、転 入予定受付票及び転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を添えて、花巻市パート ナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入完了申出書(様式第7号。次項において「転入完 了申出書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、転入完了申出書が提出されたときは、受領証等を交付するものとする。

(受領証等の再交付)

- 第6条 受領証等の交付を受けた宣誓者が、紛失、毀損、汚損等の理由により受領証等の再交 付を希望するときは、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第8号)により、市長に対し、受領証等の再交付を申請することができる。この 場合において、受領証等を毀損し、又は汚損したことによる申請であるときは、当該受領証 等を添えて申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請をしようとする者は、本人であることを明らかにするために、本人 確認書類を提示しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による再交付の申請があったときは、その内容を審査し、再交付す べきであると認めたときは、受領証等を再交付するものとする。
- 4 前項の規定により、受領証等の再交付を受けた者のうち、再交付後に紛失した受領証等を 発見した者は、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

(解消届)

- 第7条 条例第9条第1項又は第2項の規定によりパートナーシップ又はファミリーシップを 解消しようとする宣誓者の一方又は双方は、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣 誓解消届(様式第9号。第3項において「解消届」という。)を市長に届け出なければなら ない。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定によるパートナーシップ又はファミリーシップの解消に ついて準用する。この場合において、同項中「申請」とあるのは、「届出」と読み替えるも のとする。
- 3 市長は、解消届の届出がなされたときは、その届出により解消されたパートナーシップ又 はファミリーシップについて、第5条に基づき宣誓者に対して交付した受領証等を返還させ た上で、ファミリーシップの解消の場合には、解消した子又は親の氏名を削除した受領証等 を交付するものとする。
- 4 市長は、条例第9条第3項に規定する場合において、相当の期間、第9条第1項に規定す る返還届の提出がないときは、宣誓者に対し、受領証等の返還を求めることができる。

(子又は親の氏名の削除)

- 第8条 条例第10条の規定により申立てをしようとするファミリーシップの対象者は、花巻 市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等に関する申立書(様式第10号。第 3項において「申立書」という。)を市長に届け出なければならない。
- 2 第6条第2項の規定は、前項の規定による子又は親の氏名の削除について準用する。この
- 場合において、同項中「申請」とあるのは、「申立て」と読み替えるものとする。 3 市長は、申立書の届出がなされたときは、第5条に基づき宣誓者に対して交付した受領証 等を返還させた上で、申立書を届け出た当該子又は親の氏名を削除した受領証等を交付する ものとする。

(受領証等の返還)

- 第9条 宣誓者は、条例第9条、第11条及び第12条の規定により受領証を返還しなければ ならないとされた場合には、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返 還届(様式第11号)に受領証等を添えて、市長に提出しなければならない。 2 第6条第2項の規定は、前項の規定による受領証等の返還について準用する。この場合に
- おいて、同項中「申請」とあるのは、「届出」と読み替えるものとする。

(宣誓書の記載事項変更)

第10条 宣誓者は、条例第13条に基づく変更の届出を行う場合には、花巻市パートナーシ ップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届(様式第12号。第3項において「変更届」 という。)に、必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- 2 第6条第2項の規定は、前項の規定による記載事項変更について準用する。この場合において、同項中「申請」とあるのは、「届出」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、変更届の届出がなされたときは、その届出により記載事項が変更となるパートナーシップ又はファミリーシップについて、第5条に基づき宣誓者に対して交付した受領証等を返還させた上で、記載事項を変更した受領証等を交付するものとする。

(紛失届)

- 第11条 条例第9条第3項、第11条第2項及び第12条第2項の場合において、宣誓者は、受領証等を紛失し、返還することができないときは、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等紛失届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。
- 2 第6条第2項の規定は、前項の規定による紛失の届出について準用する。この場合において、同項中「申請」とあるのは、「届出」と読み替えるものとする。

(受領証の交付証明)

- 第12条 市長は、条例第15条に基づき、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 書受領証交付済証明願(様式第14号)により、当該受領証の交付を受けていることの証明 を求められたときは、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証交付済証明 書(様式第15号)を交付するものとする。
- 2 第6条第2項の規定は、前項の規定による受領証の交付証明について準用する。この場合において、同項中「申請」とあるのは、「証明書の交付を申請」と読み替えるものとする。

(台帳の整備)

第13条 市長は、受領証等の交付状況を明確にするため、台帳を整備するものとする。

(自治体との相互連携)

- 第14条 条例第16条第1項の規定による受領証の交付を受けようとする宣誓転入者は、花 巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書(様式第16号)に次に掲げる書 類を添えて提出しなければならない。
 - (1) 連携自治体が宣誓転入者に対し交付した宣誓したことを証する書類
 - (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 宣誓転入者は、次のいずれかの本人確認書類を提示しなければならない。
 - (1) 運転免許証
 - (2) 個人番号カード
 - (3) 旅券
 - (4) 在留カード
 - (5) その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書(本人の写真が貼付されたものであって、転入をした時点において有効であるものに限る。) 又はこれらに準じるものとして市長が適当と認めたもの
- 3 市長は、条例第16条第1項に基づき受領証の交付を求めた者に対し、受領証等を交付するものとする。
- 4 市長は、宣誓転入者から第1項第1号に規定する書類の提出があった場合は、遅滞なく転出元である連携自治体に通知する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ制度ガイドブック(第2版)令和7年4月発行 花巻市地域振興部地域づくり課市民協働係 025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号 花巻市役所本庁舎本館2階

電話:0198-41-3514

メール: kyodo-danjo@city.hanamaki.iwate.jp